資料編

日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号:抜粋)	· 148
日本政策投資銀行中期政策方針(平成17年度~19年度)	. 151
中期政策方針(平成14年度~16年度)記載事項に係る	
業務の実施状況の検討結果(運営評議員会報告:抜粋)・・・・	. 152
中期政策方針(平成17年度~19年度)の実施状況に係る	
検討について(平成17年度経過報告)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 154
運営評議員会の開催実績概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 156
日本政策投資銀行投融資指針(主要部分)	. 157
投融資制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 159
簡素で効率的な政府を実現するための	
行政改革の推進に関する法律(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 162
政策金融改革に係る制度設計(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 163
行政改革の重要方針(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 166
姓式会社日本政策投资银行法(亚成10年法律第35是:按数)。	. 168

第一条(目的)

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、 豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するた め、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを 旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策 に金融上の寄与をすることを目的とする。

第四条(資本金)

日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第 四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計 額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内 において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

第八条(役員)

日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理 事十二人以内及び監事二人以内を置く。

第十九条(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基 準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表 しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十条(業務の範囲)

日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次 の業務を行う。

- 一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実 現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金で あって、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証 (債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。 以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の 法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を 含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金 に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただ し、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務 の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当 該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算 する。)及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期 限(ただし、当該譲受けの日から起算する。)は、一年未満のも のであってはならない。
 - イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利 の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において 「取得等」という。)に必要な資金、当該設備の取得等に関連す る資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。) に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事 業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。)に係 る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与す る施設の建設若しくは整備に必要な資金

- ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財 産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受 入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(経済社会の活力の 向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済 の自立的発展に特に資する資金として財務大臣が定めるもの に限る。)又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金
- ハ イ又は口に掲げる資金の返済に必要な資金(イ又は口に掲 げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金 を含む。)
- 二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実 現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出 資を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的 に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する 業務として政令で定めるものに限る。)を行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権 の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。)は、当該貸付けに係 る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債 の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業か らの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められ る場合に限り、行うことができる。
- 3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の 料率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債 権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るよう に、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常の 条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

第二十一条(業務の条件)

日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融 機関の行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競 争してはならない。

2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常の条件により貸 付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応 募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行 い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事 業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等(貸付債権の譲受け を除く。)を行うことができる。

第二十二条(中期政策方針)

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策 に関する方針(以下「中期政策方針」という。)に従って、貸付け等 を行わなければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、 主務大臣に意見を述べることができる。
- 3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経 済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について 記載しなければならない。

4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二十三条(投融資指針)

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融資指針(日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

第二十四条(運営評議員会)

日本政策投資銀行に、運営評議員会を置く。

- 2 運営評議員会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の 実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。
- 3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。
- 4 運営評議員会は、評議員八人以内で組織する。
- 5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。
- 6 評議員の任期は、四年とする。

第二十八条(予算)

日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予 算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

第四十一条(利益金の処分及び国庫納付金)

日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じた ときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み 立てなければならない。

- 2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り 崩してはならない。
- 3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第 一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌 事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めると ころにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第四十二条(資金の借入れ等)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金をすることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他財務省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金をすることができる。
- 5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、 特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充て るため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすること ができる。

第四十三条(日本政策投資銀行債券の発行)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券(第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。)を発行することができる。

4 第一項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、銀行債券を 失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めると ころにより、銀行債券を発行することができる。

◆参 考(役員の給与および退職手当の支給に関する基準)

1. 社会一般の情勢への適合

日本政策投資銀行法第19条では、役員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の 情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1)役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等に おける処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2. 役員の給与等の区分

役員の給与等の区分は、次のとおりとする。

- (1)役員給与:報酬、特別調整手当、特別手当、通勤手当
- (2) 役員退職手当: 退職手当

3. 役員給与

(1)報酬

報酬は月額をもってこれを定め、毎月定額を支給する。

(2) 特別調整手当

特別調整手当は報酬に100分の14を乗じた額として、毎月報酬と同時に支給する。

(3) 特別手当

特別手当は、1月より6月までの分を6月に、7月より12月までの分を12月に支給する。国家公務員として在職した後引き続いて役員 となった者に対する特別手当については、国家公務員退職手当法等を勘案した措置を設けることとする。

(4) 通勤手当

通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。

4. 役員退職手当

- (1) 退職手当は、当該役員の在職期間1月につき、当該役員の退職の日における報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に総裁が別 に定める委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。
- (2) 総裁は、上記委員会が業績勘案率の決定を行う場合、退職手当の支給に当たりあらかじめ財務大臣に通知する。
- (3) 国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当については、国家公務員退職手当法等を勘案した措置を設 けることとする。

5. 就退任に伴う給与等の計算

就任または退任の場合、報酬及び特別調整手当は日割により、特別手当及び退職手当は月割により計算する。

6. その他

- (1) 役員の報酬の金額及び特別手当の支給率は、総裁がこれを定める。
- (2) 役員の給与等の支給に関する細則その他の事項は、別に定める。

(参考) 役員の報酬月額及び特別手当の支給率

1. 報酬月額(単位:千円)

理事 総裁 1.211 副総裁 1,103 929

(注) 平成18年3月31日以前から引き続き任にある役員については、その任期の間、平成18年3月31日時点の報酬月額を適用する。

2. 特別手当の支給率

支給率3.35ヶ月/年

特別手当=「(報酬月額+特別調整手当)+(報酬月額×0.25)+{(報酬月額+特別調整手当)×0.2}1×支給率

◆参 考(役職員の報酬・給与等について)

平成17年12月24日閣議決定「行政改革の重要方針」に基づき公表が義務づけられている役職員の報酬・給与等については当行ホーム ページで公開しております。

(→参考URL http://www.dbj.go.jp/japanese/public/no03_01_01.html)

・職員の給与水準について

集計対象職員数 1,136人 平成18年度の年間給与額(平均) 8,979千円

平成17年3月31日

平成17年度から平成19年度までの日本政策投資銀行の業務の運営は、下記の要領によるものとする。

記

Ⅰ. 日本政策投資銀行の業務運営に関する基本的な考え方

- 1. 我が国においては、少子高齢化が進展する中、持続的な経済成長軌道を確立するため、民間の意欲と地方の自主性が存分に発揮されるよう、構造改革への取組をより推進するとともに、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図ることが求められている。こうした中、日本政策投資銀行は、政策要請に対する適切かつ機動的な対応を旨とし、地域再生、環境対策や生活基盤の充実、技術振興等を推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に寄与することとする。
- 2. こうした業務運営に当たっては、国の経済運営に関する諸方針を踏まえるとともに、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)や経済財政諮問会議の議論等に沿って、民業補完に徹した事業見直しを行うこととする。

II. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する 事項

日本政策投資銀行は、前節において示した業務運営の基本的な考え方に則り、以下の3つの視点に立脚し、長期資金の供給等を行うこととする。

また、プロジェクトファイナンス等の考え方に基づく新しい金融 手法の開発、プロジェクト形成等を通じたノウハウの更なる蓄積に 努め、これらを有効活用して事業の円滑な推進に寄与するとともに、 経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信を行う等、「ナレッジバンク」機能を適切に発揮していくこととする。

1. 経済活力創造

経済構造改革、知的基盤の整備の推進等のため、産業の空洞化 を防ぎ、未来産業の創造に向けて、新技術開発、新規事業の育成 及び事業再構築・再生支援等の円滑な促進等を図ることとする。

2. 豊かな生活創造

環境対策、エネルギー・セキュリティ対策、防災対策、福祉・ 高齢化対策、交通・物流・情報通信ネットワークの整備の推進等 のため、環境配慮型経営の促進、リサイクルの促進、安全で暮ら しやすい社会の実現に向けた施策等に取り組むこととする。

3. 自立型地域創造

地域の社会基盤整備、活力創造、連携と自立支援等のため、各地域の特性と個性を踏まえ、地域再生、都市再生、社会資本整備、雇用機会の創出、地域産業の活性化等を図ることとする。その際、地方の公共セクター、地域金融機関等との連携を深めながら、PFI等の手法を重点的に活用する。

なお、金融・資本市場が十分に機能しない場合あるいは災害の 発生等、内外経済社会の緊急時の政策的要請に対しては、適切か つ機動的に対応する。

Ⅲ. 業務に関する重要事項

日本政策投資銀行は、業務運営に当たっては、運営評議員会の意 見を十分踏まえるとともに、次の事項について十分留意することと する。

1. 民業補完の徹底

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、リスクの高い業務に特化していくこととする。このため、不断の事業見直しを行い、金融経済情勢を踏まえつつ、融資規模及び貸付債権残高の圧縮を図る。また、保証機能を積極的に活用するとともに、金融手法の多様化に努める。融資条件については、民間に準拠したリスク見合いの金利設定を堅持するとともに、民業補完を徹底する観点から、事業の性格を踏まえつつ期間・融資比率の設定を行う。

2. 業務の合理化・運営の効率化

特殊法人等改革の趣旨等を踏まえ、経済社会情勢の変化に応じて、業務の一層の合理化・効率化に努めることとする。特に、出融資等の対象事業の新設又は拡充を行う際には、原則として、従前の対象事業の廃止又は縮小を行うこととする。

3. 財務の健全性の保持

業務運営に当たっては、償還確実性の原則、収支相償原則の下、 多様な資金調達や、事業者の信用状況に応じた適切な債権管理を 含め、厳格なALM・リスク管理を行うことにより、引き続き財 務の健全性の確保に十分努めることとする。

4. 適切なディスクロージャーへの取組

財務内容の透明性の一層の向上のため、資産自己査定及び外部 監査の充実に努め、迅速な開示を行うこと等、引き続き適切な ディスクロージャーに取り組むとともに、情報公開法への適切な 対応を行うこととする。

5. 政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

政策金融評価については、全投融資案件について個別案件評価を実施するとともに、投融資制度の有効性の評価、大規模プロジェクト等の詳細評価、これらを踏まえた総括評価を行い、その結果を事業見直しへ反映させるとともに、引き続き評価の仕組みの充実に努めることとする。

6. 地域整備関連分野等に対する適切な支援の継続

日本政策投資銀行設立時に引き継いだ業務については、引き続き適切な運営を行うこととする。

中期政策方針(平成14年度~16年度)記載事項に係る業務の実施状況の検討結果(運営評議員会報告:抜粋)

(総括的な評価及び今後への課題と期待)

平成14~16年度の同行(日本政策投資銀行)の業務については、 中期政策方針に則り実施されたと認められる。特に、同行は、事業 再生、新産業の育成、環境保全や地域活性化などといった政策金融 に対するニーズを的確に捉え、プロジェクトファイナンスやファン ド等の新たな金融手法も活用しながら、機動的に対応することを通 じ、経済活性化に向けた我が国の経済社会の再構築に、一定の寄与 を果たしたと認められる。

こうした同行の業務運営は、国の経済運営に関する諸方針を踏ま えたものであり、かつ、民業補完の徹底やリスクの高い業務への特 化などを規定した「特殊法人等整理合理化計画」等に沿った形で行な われたものであると認められる。

今後も、現下の政策課題に適切かつ機動的に対応するとともに、 同行の持つナレッジバンク機能も活かしつつ、我が国の将来の経済 社会のあり方を見据えた取り組みを着実に進め、我が国経済社会政 策への金融上の寄与を果たしていくことを期待する。

1. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する 事項

同行は、政策金融機関として、政策的な意義は高いものの、期間 リスク、事業リスク、信用リスク等の点から民間金融機関のみでは 資金供給が困難な事業に対して、投融資を行なっている。現行の中 期政策方針においては、経済活力創造、豊かな生活創造、自立型地 域創造の3分野に主眼を置くことが規定されている。

また、ノウハウの蓄積・有効活用により事業の円滑な推進に寄与 することや、経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信を行なう こと等、「ナレッジバンク」機能の適切な発揮についても、同中期政 策方針の中で規定されている。

なお、同中期政策方針においては、内外経済社会の緊急時の政策 的要請に対し、適切かつ機動的に対応することが特記されている。

● 経済活力創造

我が国経済の構造改革を進める上での課題の一つである過剰債務 の解消に向け、DIPファイナンス*1や事業再生ファンド*2への出資 等を通じ、セーフティネット機能を発揮したほか、ベンチャー・中 堅企業等の支援を通じた新産業の創造や対日投資の促進など、産業 活性化に向けた我が国の政策に沿った、多様な取り組みを行ったこ とを評価する。

当分野においては、リスク評価が困難で、機動性も求められる業 務が多いことから、今後も同行が、リスク評価手法の充実を進めな がら、民業を補完する役割を果たし、中長期に亘る経済社会の活力 の向上及び持続的発展に貢献していくことが必要である。

●豊かな生活創造

従来からの循環型社会形成、省エネ、温暖化防止への取り組みの 継続に加え、近年も環境スコアリング制度※3を導入・活用するなど、 同行が環境分野において画期的かつ先進的な取り組みを積極的に行 い、金融業務を通じた持続可能な経済・社会の構築に向けて、我が 国金融業界を先導してきたことを評価する。

ただし、依然として環境分野には課題が山積しているほか、豊か な国民生活の実現に向けては、エネルギーの確保や交通・物流など のネットワーク整備、福祉・高齢化対策などへの対応も引き続き重 要であり、同行の特性を活かした支援を期待する。

● 自立型地域創造

地域再生については、リレーションシップ・バンキング※4機能の 強化支援を行ないつつ地域の特色ある産業を支援し、都市再生につ いては、プロジェクトファイナンスの手法やメザニンファンド※5を 活用しつつ、都市基盤の整備に寄与するなど、民間金融機関と協調 して自立型の地域創造に向けて取り組んだ点を評価する。

今後、官民連携のつなぎ役として、PFIやPPP*6の推進や地域社 会基盤の整備にさらに努めるとともに、地域の自主性・特性を尊重 しつつ、同行自らも主体的に地域経済の自立的発展に寄与していく ことが重要である。

緊急時の政策的要請への対応

事業再生を円滑に進めるためのセーフティネットとして、DIP ファイナンスや事業再生ファンドへの出資等を行ったほか、民間金 融機関の資金供給機能の確保に寄与する CLO*7など、従来にない 新たな取り組みを迅速に行い、金融・資本市場の機能の安定化に寄 与したことを評価する。

● 「ナレッジバンク」 機能の適切な発揮

新しい金融手法の開発・活用に積極的に取り組み、新たな金融市 場の創造に貢献したほか、同行のこれまでの経験・実績をもとに、 幅広い分野で積極的に情報の生産・発信を行ったことを評価する。

今後も民間金融機関と連携しながら、政策金融機関という立場を 活かし、金融市場の発展・活性化や、官民の橋渡しに貢献すると同 時に、自らもその課程で多くの経験を積み、さらにナレッジバンク 機能を強化していくことが重要である。

2. 業務に関する重要事項

●民業補完の徹底

融資対象事業の縮減やリスクの高い業務への積極的な対応、融資 規模・残高の圧縮など、「特殊法人等整理合理化計画」等の政府方針 に沿った対応がなされたと認められることに加え、近年、民間金融 機関との調整が十分に行われ、民業補完に徹した業務運営がなされ るようになった点を高く評価する。

今後も、先進的金融手法の活用を交えつつ、案件の性格に応じた、 きめ細やかかつメリハリのある民業補完を行っていくことが必要で ある。

●業務の合理化・運営の効率化

時々に変化する政策ニーズを捉えた出融資事業を新設する一方で、新設事業数を大きく上回る事業廃止を行うなど、業務の合理化・運営の効率化は着実に進捗していると認められる。

●財務の健全性の保持

市場金利との調和の進捗による基礎的な収支構造の改善、リスク評価・管理手法の充実や債権管理体制の整備の進捗に加え、保守的な引当方針等に鑑みれば、財務の健全性は保持されていると認められる。

今後も、市場からの調達の強化や、リスク評価手法の充実、リスク管理の厳格化、ALM管理体制の強化に努めつつ、財務の健全性を引き続き確保していくことが必要である。

●ディスクロージャーの充実

財務面では、監査法人の監査証明を受けた民間基準財務諸表やリスク管理債権等に加え、自主的に第三セクターへの融資情報も開示しているほか、情報公開法への体制整備、見易さを重視したホームページの改訂やいわゆる「環境報告書」の発行など、ディスクロージャーの充実が進捗していると認められる。

●政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

政策金融評価の仕組みや内容の高度化を進め、評価結果を投融資制度の改善に結びつけるという一連の業務サイクルを完成させたことに加え、読み易さを意識した報告書を取りまとめるなど、先駆的な取り組みを継続して実施した点を評価する。

引き続き、政策金融評価に係る業務サイクルの検証などを通じ、 評価の仕組みや内容の充実を図り、業務の一層の改善につなげてい くことが望ましい。

●地域整備関連分野等に対する適切な支援の継続

同行が設立時に引き継いだ業務については、引き続き適切な運営が行なわれていると認められる。

- ※1. 米国において再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続(チャプター11) に入った企業(DIP:Debtor In Possession(占有継続債務者))に対する融資の ことを指すが、日本においては、再建型倒産手続きである民事再生法、会社 更生法の手続き申立後、計画認可決定前までの融資を称する。
- ※2. 経済合理的な事業計画に基づいて事業再生等を図る取組に対する投資を行い、 株主等の立場から事業計画の円滑な遂行に貢献し、社会的に有用な事業の価値を高めることを目的とするファンド。
- ※3. 企業の環境経営度を評点化し、これを融資条件に反映するもの。評点化に当たっては、業種の特性に応じて複数のバリエーションが用意された環境スクリーニング、中堅企業の利用を促進するための配慮など、様々な仕組みを講じている。
- ※4. 長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル。
- ※5. 従来から銀行が供給してきたローン(「シニアファイナンス」) よりリスクが高い資金を供給するファンド。なお、メザニンとは「中2階」の意。
- ※6. Public Private Partnershipの略。社会資本整備や行政サービスの提供に 民間主体等を活用し、公民協調により事業を実施する手法。狭義では既存事 業の民間委託、民営化等を指すが、広義ではPFIも含む。
- ※7. Collateralized Loan Obligationの略。金融機関の有する企業向け貸出債権を 証券化したもので、金融機関にとっては、貸出債権のオフバランスの手段と なる。

中期政策方針(平成17年度~19年度)の実施状況に係る検討について(平成17年度経過報告)

平成18年6月 日本政策投資銀行 運営評議員会

I. 検討経過報告の趣旨

中期政策方針(平成17年度~19年度)に係る日本政策投資銀行法第24条に基づく報告(以下「報告」という。)の作成公表は、第3期中期政 策方針(現行)が終了する平成19年度を予定しているが、現行の中期政策方針に基づく業務の実施期間が1年を経過したことから、今般 17年度の経過報告を取りまとめるものである。

Ⅱ. これまでの開催状況の概要

平成17年4月から平成18年3月までの間に、3回の運営評議員会を開催した。議題の内容は以下のとおりである。

【第23回】(平成17年4月18日)

- (1)第3期中期政策方針について
- (2) 平成17年度投融資計画について
- (3)エネルギー・セキュリティ対策への取り組みについて

【第24回】(平成17年10月12日)

- (1) 平成16年度決算について
- (2) 平成18年度概算要求について
- (3) 地域金融機関と日本政策投資銀行の連携について

【第25回】(平成17年12月21日)

- (1) 平成17年度政策金融評価報告について
- (2) 環境配慮型経営促進事業融資への取り組み状況について

Ⅲ. 中期政策方針記載事項の実施状況に係る検討状況

- 1. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

運営評議員会の検討状況

■17年度は、17年度投融資計画、18年度概算要求等に関して説明を受けた。

■意見等

○事業再生・産業再生を目的として投融資を受けた企業が、同分野における同行の貢献を高く評価している。

(2)豊かな生活創造

運営評議員会の検討状況

■17年度は、17年度投融資計画、18年度概算要求、エネルギー・セキュリティ対策、環境配慮型経営促進事業融資への取り組み 状況等に関して説明を受けた。

■意見等

- ○核燃料サイクル施設整備への長期資金の安定供給は、エネルギー・セキュリティにおける同行の重要な役割である。また、 原子力発電所の高経年化への対応に、同行が積極的に取り組むことを期待する。
- ○エネルギー基本計画策定にあたり、国の役割が非常に重要であるという議論があった。同行に期待される役割は大きい。
- ○環境格付融資制度は、非常に素晴らしい取り組みである。
- ○環境格付融資制度は、随所に工夫が施されており非常に面白いアイデアである。
- ○環境格付融資制度において、環境に対する取り組みが不十分とされた企業が、よりよい取り組みを再検討していくための工 夫を検討できないか。
- ○防災格付融資制度創設は、大変重要な取り組みと考える。同行は、防災格付を我が国のスタンダードとすべく内容を高めて いくべきではないか。
- ○企業による事業所周辺地域を含む防災・減災対策を進めるため、同行の防災格付融資制度がインセンティブとなるよう工夫 ができないか。
- ○地震発生後の資金需要に対応するためのファイナンスも必要だが、耐震対応融資への同行の取り組みも引き続き重要と考 える。

(3)自立型地域創造

運営評議員会の検討状況

- ■17年度は、17年度投融資計画、18年度概算要求、地域金融機関と日本政策投資銀行の連携等に関して説明を受けた。
- ■意見等
 - ○金融危機が回避された現状に鑑み、17年度投融資計画において軸足をより地域再生に移している点が非常に共感できる。
 - ○17年度投融資計画において、地域再生を重点化している点が評価できる。その際には、産業振興のみならず観光振興につい ても注力すべきである。
 - ○地域における問題点の解決に向けた、リレーションシップバンキングの取り組み強化への同行の貢献を評価したい。
 - ○少子化対策は大変重要な課題であり、同行の積極的な取り組みに期待したい。
- (4) 各分野に共通する「ナレッジ・バンク機能」の発揮

運営評議員会の検討状況

■17年度は、17年度投融資計画、18年度概算要求、エネルギーセキュリティ等の分野におけるナレッジ機能の発揮に関し、説明 を受けた。

■意見等

- ○同行の新しい金融分野への貢献を評価するとともに、今後の更なる取り組みにも期待したい。
- ○地域づくりの重要な要素である観光振興を進めるため、同行のナレッジ提供に引き続き期待したい。
- ○自然と人工的な観光施設や集落とが調和するよう観光地整備再開発に取り組む必要がある。その際の公民の役割分担のあり 方の検討や資金調達の仕組みの構築について、同行のナレッジ機能の発揮を期待したい。
- ○震災後の資金確保は重要かつ難しい問題であり、それらの対応に同行のナレッジ提供も引き続き期待したい。

2. 業務に関する重要事項

運営評議員会の検討状況

■これまでに、平成17年度投融資計画、平成17年度政策金融評価結果、平成16年度決算に関する説明を受けた。

■意見等

(民業補完の徹底)

- ○国民経済的に必要であるが民間金融のみでは担えない分野、例えば核燃料サイクルへの対応等における同行の役割は引き続き重 要と考えている。また、先進的な金融への取り組みも、民間金融機関と協調することで開発できた例もあり、これからも期待し たい。
- ○公益的な事業や社会基盤整備への投融資について今後とも取り組んでいくべきである。
- (財務の健全性の保持)
- ○財投機関債は、3年間横ばいの発行水準が続いているが、少しでも増やしていく努力をしていくべきではないか。
- (政策金融評価の実施と事業見直しへの反映)
- ○同行は、マネジメントサイクルの中でしっかりとした政策評価を行っていると評価できる。
- ○個別評価・全体評価と二重三重にチェックがなされているなど、良くできあがってきたように思う。

以上

運営評議員会の開催実績概要

回数	年月日	概要			
第1回	平成11年12月15日	・日本政策投資銀行概要と運営評議員会の今後の進め方			
		・政策金融評価の考え方について			
第2回	平成12年2月10日	・平成12年度投融資計画について			
		・「経済活力創造」への取り組み〜経済構造改革・新技術開発〜			
第3回	平成12年 4 月28日	· 「豊かな生活創造」を支える環境調和型エネルギー政策 			
第4回	平成12年7月3日	· 平成11年度決算概況			
		・「自立型地域の創造」と「豊かな生活の創造」に向けた都市開発の取り組み			
第5回	平成12年9月12日	・平成13年度概算要求について			
		・情報通信分野における政策銀行の取り組み~ケーブルテレビ事業を事例として~			
第6回	平成13年2月15日	・平成13年度投融資計画について・・・・・・・・「自立型地域創造」に向けた政策銀行の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		・中期政策方針の実施状況にかかる検討について(経過説明)			
第7回	平成13年4月19日	・我が国におけるベンチャービジネスの現状と当行の対応について			
第8回	平成13年7月2日	· 平成12年度決算概況			
		・「豊かな生活創造」に向けた物流ネットワーク整備への取り組み			
第9回	平成13年9月3日	· 平成14年度概算要求			
		・中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況に関する検討報告の取りまとめについて			
第10回	平成13年12月3日	・平成13年度補正予算における対応について ・日本政策投資銀行運営評議員会報告書について			
		・政策銀行の社会環境問題への取り組み			
第11回	平成14年4月15日	・第2期中期政策方針について ・ 国内製造業のあり方に関するナレッジ活動について			
		・今後の運営評議員会の進め方について			
第12回	平成14年7月15日	・平成13年度決算について ・ 資産査定とリスク管理債権等について			
		· ALM · リスク管理について			
第13回	平成14年10月4日	・平成15年度概算要求について・・平成14年度日本政策投資銀行政策金融評価報告について			
		・ 都市再生」への取り組みについて			
第14回	平成15年2月18日	・平成15年度投融資計画について ・事業再生への取り組みについて			
		・プロジェクトファイナンスをめぐる新しい動き			
第15回	平成15年5月15日	・情報公開法施行への対応状況 ・環境問題への取り組みについて エカン たっただります。 ・ 環境問題への取り組みについて			
第16回	平成15年9月10日	・平成14年度決算について・対日投資促進業務への取り組みについて			
<u></u>		・平成16年度概算要求について			
第17回	平成15年12月3日	・平成15年度政策金融評価報告について ・PFIへの取り組み状況について			
第18回	平成16年2月3日	・平成16年度投融資計画について・・地域再生に向けた取り組みについて			
		・平成15年度上半期決算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第19回	平成16年6月2日	・地上テレビ放送の現状とデジタル化への対応について			
		・国際協力業務への取り組みについて			
第20回	平成16年8月31日	・平成15年度決算について ・新産業創造への取り組みについて			
		・平成17年度概算要求について			
第21回	平成16年11月5日	・平成16年度政策金融評価報告について			
		・日本政策投資銀行運営評議員会報告書の内容について			
第22回	平成16年12月15日	・日本政策投資銀行運営評議員会報告書の取りまとめについて			
		・地域づくり活動中期ビジョン(案)について			
第23回	平成17年4月18日	・第3期中期政策方針について・・エネルギー・セキュリティ対策への取り組みについて			
		・平成17年度投融資計画について			
第24回	平成17年10月12日	・平成16年度決算について・地域金融機関と日本政策投資銀行の連携について			
		・平成18年度概算要求について・平成17年度初等合動部便報告について			
第25回	平成17年12月21日	・平成17年度政策金融評価報告について			
年00日	亚出10年 4 日 10日	・環境配慮型経営促進事業融資への取り組み状況について			
第26回	平成18年4月12日	・平成18年度投融資計画について ・都市再生ファンドへの取り組みについて 東帯市生の取り組みについて			
第27回	平成18年9月21日	・平成17年度決算について・事業再生の取り組みと新たな展開について			
一	₩₩10/110/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/	・平成18年度概算要求について・ 平成18年度概算要求について			
第28回	平成18年12月21日	・平成18年政策金融評価報告について 			

平成19年3月30日 日本政策投資銀行 総裁 小村 武

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法第23条第1項に基づき、平成19年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)における投融 資指針を以下のとおり定める。

【第1】総則

1. 貸付け等の基本方針

当行の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資 (以下「貸付け等」という)は、民間金融の補完・奨励の趣旨及び償還 確実性の原則を踏まえつつ、中期政策方針及びこの投融資指針に 従って行う。

2. 記載の原則

日本政策投資銀行法施行令第2条に定める投融資指針の記載事項については、この総則に定めるもののほか、貸付け等の項目毎にこれを定める。

3. 貸付け等の利率等

貸付け等(出資を除く)に適用する利率等は、当行の収入が支出を償うに足りるように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常の条件又は金融市場の動向(社債市場および民間金融機関貸出金利等)を勘案して、次の区分に従い、当行がこれを定める。

(1)貸付け

貸付けに適用する利率は、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた各利率区分に対応して定めるものとする。

(2) 債務の保証

債務の保証に適用する保証の料率は、一般の金融情勢等に応じ、 民間銀行の保証料率等を勘案して定めるものとする。

(3) 社債の取得

社債の取得にかかる利回りは、私募債の全額応募の場合は貸付けの利率と同様とし、一部応募の場合は他の投資家と同一とし、公募債(普通社債に限る)の場合は市場における利回りとする。

4. 貸付け等の比率

対象事業の事業費に対する当行の貸付け等(出資を除く)の比率については、次の通りとする。

(1)貸付け及び社債の取得

原則として、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた比率の範囲内で、民間金融機関との協調融資を行うものとする。公募債の応募については、対象事業費の50%又は発行額の50%のいずれか低い額を上限とする。

なお、長期資金の調達力の特に高い企業(社債格付けがトリプルAの上場企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として30%以内とし、長期資金の調達力の高い企業(社債格付けがダブルA又はシングルAの企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として40%以内とする。(注)

(注)但し、民間金融機関等の要請がある場合や、公共性が特に高い場合等については、例外的に融資比率の弾力的な運用を可能とする。

(2)債務の保証

債務の保証の限度額は、貸付け等と併せて、原則として、対象 事業費の80%とする。なお、保証の範囲については、原則とし て、対象事業に係る被保証人の債務の80%以内とする。また、 社債に係る債務の保証の場合には、限度額等について弾力的に 取り扱うこととする。

5. 出資

(1)出資の対象事業

- ①政策性、公共性の高い事業を対象とし、具体的には個別制度 毎に記載する。
- ②①の他、投融資指針に規定される貸付け等の対象事業に必要な資金の出資等を行う事業についても出資対象とする。
- ③政策的観点から望ましいものの、初期段階のリスク性あるいは低収益性等により速やかに採算に乗り難い等、民間のみでは対応が困難な事業を対象とする。
- ④民間企業から相当程度の出資が見込まれるものを対象とする。 なお、収益性及びリスク性の観点から、民間のみで十分対応 できるものは対象としない。
- ⑤当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限る。

(2) 出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする。

【第2】貸付け等の項目別内容

大項目	中項目	小項目	細項目
地域再生支援	地域経済振興	地域経済振興	①地域経済振興
	地域社会基盤整備	地域社会基盤整備	①地域社会基盤整備
	広域ネットワーク整備	広域ネットワーク整備	①広域ネットワーク整備
環境対策・生活基盤	環境・エネルギー・防災・福祉対策	環境対策	①地球環境対策
			②環境配慮型社会形成促進
		生活基盤	①資源開発・供給機能整備
			②原子力開発
			③防災対策
			④福祉·高齢化対策
技術・経済活力創造	先端技術・経済活性化		- ①先端技術・経済活性化
			②新技術開発等
	経済社会基盤整備	経済社会基盤整備	①経済社会基盤整備

(その他) 地域再生低利融資

社会資本整備促進融資(経過措置)

投融資制度について

項 目

対象事業

地域再生支援

地域経済振興

			在坐标到内方地口坐 坝土栋到 旁边栋到内蔽进 南外北西东边口型
		地域経済振興事業	産業施設の立地促進、都市施設・宿泊施設の整備、寒冷地の気候に対
			応した技術や地域資源を活用した事業の創出、寒冷地における交流施
			設の整備、企業立地の促進、大規模基地関連施設の整備、地域毎の特
			性を活用・伸長する事業の実施、地域の創意工夫を凝らした自主的か
			つ自立的な取り組みとして、各地方公共団体が作成し、地域再生本部
地域経済振興	地域経済振興		の認定を受けた地域再生計画に合致する事業の支援、景観・歴史的建
			造物の整備、駐車場等の道路関連施設の整備等により、地域産業・地
			域経済の振興・活性化、都市機能や地域開発の向上・促進、特定地域
			への過度の集中の是正、寒冷地の産業活動の活性化、地域における雇
			用機会の確保・増大、地域の自立的かつ特色ある発展、地域の活力の
			再生等を図ることを目的とする。
내내내스 甘硷하#			
地域社会基盤整備			
地域任云奉盛整 佣	項目	対象事業	政策目的
地域任 <u>云基盛</u> 整備	項 目	対象事業 地域社会基盤整備事業	政策目的 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、
地域在云基盛整備	項 目		
地域任云基盛	項 目		民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、
地域任云基盛登開	項 目		民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進、市街地再開発事業等の推進、良好な市街
地域任云基盛至 加	項 目		民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進、市街地再開発事業等の推進、良好な市街地の形成に寄与する建築物や公共施設等の整備を伴った建築物等の整
地域社会基盤整備	項 目		民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進、市街地再開発事業等の推進、良好な市街地の形成に寄与する建築物や公共施設等の整備を伴った建築物等の整備・活用の促進、中心市街地の活性化に資する事業の促進、港湾にお
			民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進、市街地再開発事業等の推進、良好な市街地の形成に寄与する建築物や公共施設等の整備を伴った建築物等の整備・活用の促進、中心市街地の活性化に資する事業の促進、港湾における業務関連諸機能の整備、地域住民の日常生活を支える交通手段の
			民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進、市街地再開発事業等の推進、良好な市街地の形成に寄与する建築物や公共施設等の整備を伴った建築物等の整備・活用の促進、中心市街地の活性化に資する事業の促進、港湾における業務関連諸機能の整備、地域住民の日常生活を支える交通手段の整備、地域冷暖房施設の整備、地域の情報化の推進により、効率的か
			民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進、市街地再開発事業等の推進、良好な市街地の形成に寄与する建築物や公共施設等の整備を伴った建築物等の整備・活用の促進、中心市街地の活性化に資する事業の促進、港湾における業務関連諸機能の整備、地域住民の日常生活を支える交通手段の整備、地域冷暖房施設の整備、地域の情報化の推進により、効率的かつ効果的な社会資本の整備・活用による国民経済の健全な発展への寄
			民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進、市街地再開発事業等の推進、良好な市街地の形成に寄与する建築物や公共施設等の整備を伴った建築物等の整備・活用の促進、中心市街地の活性化に資する事業の促進、港湾における業務関連諸機能の整備、地域住民の日常生活を支える交通手段の整備、地域冷暖房施設の整備、地域の情報化の推進により、効率的かつ効果的な社会資本の整備・活用による国民経済の健全な発展への寄与、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の高度化、防災性能

政策目的

広域ネットワーク整備

	項目	対象事業	政策目的
		広域ネットワーク	大都市圏並びに都市間交通における国民の生活基盤である鉄軌道事業
		整備事業	の整備、航空輸送の拠点となる空港施設の整備や航空機の安全運航整
			備に資する事業の促進、物流拠点の確保及び物流機能の高度化、外航
広域ネットワーク	広域ネットワーク		海運事業の基盤整備、情報通信インフラの整備、放送デジタル化の推
整備	整備		進、高度な情報システムの開発・導入の促進等により、快適かつ安全
登 佣	金川		な鉄道・航空輸送等による基幹交通網の整備、物流に係るサービスの
			向上及びコストの削減、貿易物資の安定的な供給の確保、食品等生活
			関連物資の効率的かつ安定的な供給、高度情報通信ネットワーク社会
			の形成、高度情報化社会の構築等を図ることを目的とする。

環境対策・生活基盤

環境・エネルギー・防災・福祉対策

	項目	対象事業	政策目的
		地球環境対策事業	地球温暖化対策の促進に向け、省エネルギー対策の推進事業、新エネ
			ルギー・自然エネルギー開発、環境対策を講じた建築物の整備、面・
			ネットワーク対策による省CO2対策事業、液化ガス発電の高効率化な
	地球環境対策		らびに天然ガス導入の促進、オゾン層保護対策及び温室効果ガスの排
			出抑制に資する事業の推進、京都メカニズムの活用等により、地球環
			境の保全、資源エネルギーの有効利用、生活環境の保全、環境負荷低
環境対策			減型エネルギー供給構造の構築等を図ることを目的とする。
		環境配慮型社会	既存ストックの有効活用、廃棄物の発生抑制、使用済み製品の再使
		形成促進事業	用・再資源化、廃棄物の適正な処理、公害防止に資する事業を促進す
			ることにより、循環型社会の形成、環境負荷の低減、生活環境の整備
	環境配慮型社会		を図ることを目的とする。
	形成促進	環境配慮型経営	企業の環境に配慮した取り組みの支援、環境金融の活性化、化学物質
		促進事業	の自主的な管理改善、環境面に配慮した石油の生産・供給機能の整備
			を促進することにより、環境配慮型の産業基盤整備及び環境保全を図
			ることを目的とする。
	 資源開発・供給	資源開発・供給	我が国の自主的資源開発、石油等の備蓄の機能整備を促進することに
	機能整備	機能整備	より、エネルギーの安定供給等を図ることを目的とする。
		原子力開発	原子力発電及び核燃料サイクル事業の促進により、経済成長、エネル
	原子力開発		ギー・セキュリティの確保、地球温暖化対策等の環境保全を図ること
牛活基盤			を目的とする。
生冶基盤		防災対策	建築物やライフライン等に対して防災対策等を施すことにより、災害
	防災対策		に強い都市の形成を図るとともに、企業の防災力の強化を促進するこ
			とを目的とする。
		福祉·高齢化対策	- 高齢者・身体障害者による一般社会生活への参加を容易にすることに
	福祉・高齢化対策		より、国民福祉の向上を図ることを目的とする。

技術・経済活力創造

先端技術・経済活性化

	項目	対象事業	政策目的
			- 金融市場の活性化、厚みのある資本市場の整備、リスクコントロール
		業資金調達円滑化	の新たな金融手法導入を通じた企業への適切な資金供給の支援、円滑
		支援等	な金融アレンジメントの実施、民間参入の促進に資するリスクマネー
	先端技術・		供給を行うことにより、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。
先端技術・	経済活性化	新産業創出·活性化	ベンチャー企業・中堅企業等の行う事業及び知的財産やコンテンツの
経済活性化		事業	有効活用を支援する事業を促進することにより、我が国新産業の創
			出・活性化の推進、良質な雇用の確保、経済活力の維持を図ることを
			目的とする。
	新技術開発等	新技術開発事業	民間企業の研究開発・技術開発活動を活発化させることにより、我が
			国の科学技術の進歩及び経済活力の維持向上を図ることを目的とする。
			国の柱子技術の進少及の経済治力の維持同上を図ることを目的と9.

	項目	対象事業	政策目的
		事業再生支援事業	司法プロセス、私的整理を通じて、経済社会的に有用な事業の再生を
			支援することにより、経済の持続的な発展を図ることを目的とする。
		安全対策支援等	喫緊の課題に機動的に対応するために必要な公共性の高い事業、原油
			価格高騰対策に資する事業、セキュリティ対策事業、製品に対する信
			用向上システムの整備、災害等の発生時における事業継続資金の供給
			を行うことにより、国民生活の安全性の向上や我が国経済の活性化を
経済社会基盤整備	社会基盤整備 経済社会基盤整備		図ることを目的とする。
在月代云圣监定师	在月红云圣监罡师	経済構造改革支援	規制緩和分野における新規参入の促進、事業者が実施する事業再構築、
		事業	共同事業再編、経営資源再活用、事業革新設備導入の支援、外国企業
			や外資系企業の対日直接投資を促進することにより、規制緩和効果
			(消費者の選択機会の増大、雇用の確保、競争原理の導入等による企業
			活動の効率化等)の増大、我が国産業の活力の再生及び事業者側の新
			陳代謝の活発化による経済構造改革の加速化、良好な対外経済関係の
			形成等、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。

■出 資

政策性、公共性の高い事業を対象とし、出資を行っており、主なものは以下のとおりです。

- ●地域経済振興事業(地域競争力強化支援、地域金融機能高度化、地域再生計画に基づく事業)
- ●地域社会基盤整備事業(中心市街地活性化、鉄軌道整備促進、地方空港ターミナル施設整備)
- ●地球環境対策事業(新エネルギー・自然エネルギー開発)
- 防災対策(防災対応促進事業) など

また、投融資指針に規定される対象事業に必要な資金の出資等を行う事業(ファンド等)に対し、出資を行っており、主なものは以下のとお りです。

- ●事業再生・産業再生ファンド
- ●都市再生ファンド
- ●ベンチャーファンド など

■債務保証・クレジットデリバティブ取引等

企業の民間金融機関からの借入等に対し債務保証を実施しています。また、クレジットデリバティブ取引等を活用したCLO(ローン担保証券) への取り組み(債務負担)を行っています。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(抜粋)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (抜粋)

(趣旨及び基本方針)

第四条 政策金融改革は、次に掲げる基本方針に基づき、平成二十 年度において、現行政策金融機関(商工組合中央金庫、国 民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、 公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行 及び日本政策投資銀行をいう。以下同じ。)の組織及び機能 を再編成し、その政策金融の機能を、新たに設立する一の 政策金融機関(以下「新政策金融機関」という。)に担わせる ことにより行われるものとする。ただし、国際協力銀行の 政府開発援助に係る機能については、現行政策金融機関の 政策金融の機能から分離して独立行政法人国際協力機構に 担わせるものとし、沖縄振興開発金融公庫については、第 十一条の定めるところによる。

一∼三 略

四 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しく は感染症等による被害に対処するために必要な金融につい て、新政策金融機関及び第六条第一項に規定する機関その他 の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする 体制を整備するものとする。

(中略)

(商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方)

- 第六条 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は、完全民営化す るものとし、平成二十年度において、これらに対する国の 関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるもの とする。
- 2 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資に ついては、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措 置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分 するものとする。
- 3 政府は、第一項の完全民営化に当たっては、商工組合中央金庫 及び日本政策投資銀行の円滑な運営に必要な財政基盤を確保す るための措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中 小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及び その構成員に対する金融機能並びに日本政策投資銀行の有する 長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されることとな るよう、必要な措置を講ずるものとする。

(中略)

(留意事項)

第十三条 政府は、第五条から前条までの規定による措置を講ずる に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価し、 新政策金融機関その他現行政策金融機関の業務を承継する機 関が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認 められる資産で政府の出資に係るものについては、これを国 庫に帰属させること。
- 二 現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者 及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当 に侵害されないようにすること。

(以下略)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 案に対する附帯決議(平成18年4月19日 衆議院行政改革に関する 特別委員会決議:抜粋)

一 日本政策投資銀行について、完全民営化後も、地域経済活性 化への貢献を含め、出融資一体で中長期資金を供給できるよ う、また、その信頼性等を活かし、財務基盤や移行期の制度 的措置等の円滑かつ多様な資金調達基盤を確立するよう措置 すること。

(中略)

一 危機対応体制については、新政策金融機関における機動的な 対応及び完全民営化機関の機能やノウハウの積極的な活用に より、迅速かつ弾力的な発動ができるように構築すること。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 案に対する附帯決議(平成18年5月25日 参議院行政改革に関する 特別委員会決議: 抜粋)

- 六、日本政策投資銀行について、完全民営化後も地域再生等の分 野で出融資一体で中長期資金を供給できるよう、また、その 信用力を維持し、安定性のある株主構成とすること等により その信頼性等を活かし、企業価値を最大化するよう、財政基 盤や円滑かつ多様な資金調達基盤の確立等を含め、所要の制 度的措置等を講ずること。
- 七、内外の金融秩序の混乱、大規模な災害等に対処するために必 要な金融については、新政策金融機関の機動的な対応を可能 とするとともに、完全民営化後の機関も引き続き積極的な役 割を担えるよう制度上明確にし、万全を期すこと。

政策金融改革に係る制度設計(平成18年6月27日政策金融改革推進本部決定:抜粋)

I. 基本的考え方

「官から民へ」の観点から、民業補完に徹し、

- ①政策金融として必要な機能に限定し、これを残した上で、政策金融機関を再編し、政策金融の貸付残高の対GDP比を半減するとともに、
- ②民間金融機関も活用した危機対応体制を整備し、
- ③効率的な政策金融機関経営を追求する、との基本原則に基づき、以下のとおり制度設計をとりまとめ、関連法案の作成作業を開始することとする。

(中略)

【日本政策投資銀行関係】

- 1. 完全民営化時点における機関の在り方
 - (1) 新機関のイメージ
 - これまで政策金融機関として培ってきた中立性、信頼性、 公平性等を活かし、事業活動や地域経済において高度化・ 多様化する金融サービスへのニーズに幅広く応えられる民間金融機関となる。
 - 事業評価の能力や地域との連携等の経営資源を活かして中 長期の投融資機能(出資及び融資が一体となった新金融技 術開発やリスクマネー供給)を提供することを事業の目的 とする。

(2)業務及び組織の在り方

- 会社法上の株式会社として、銀行法等の一般の金融関係法 令を適用し、これに基づき業務を行う。移行期に係る特別 の法律は廃止する。政府は行政改革推進法に基づき政府保 有株式が全部処分された後、直ちにそのための措置を講す ることとし、その旨を当該特別の法律の案文に規定する。
- 具体的な業態については、移行期における業務運営を踏まえ、金融関係法令の枠組みの中で、グループ形態等も含め、 投融資一体となった金融機能の担い手として最も適合した 業態を選択する。

①資金運用の在り方

- 地域再生、事業再生等の新金融技術を活用した業務を展開する。
- 資金調達基盤の確立等によりインフラ等への中長期の投 融資を提供できるよう必要な体制を整備する。

②資金調達の在り方

• 債券を中心に中長期の資金調達基盤を確立する。この外、他の金融機関等からの借入に加え、大口預金による調達を行うなど、安定的、効率的かつ多様な資金調達基盤を確立する。

- 2. 移行期(平成20年度の新体制移行から完全民営化まで)の在り方 (1) 完全民営化のプロセス
 - ・政府は、日本政策投資銀行法を廃止し、政府のみが株式を 保有する特殊会社を発足させる。発足時期は平成20年10 月とする。
 - 新機関が完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築 し、その信用力や企業価値を維持・向上できるよう、政府 は、財務基盤や資金調達等に係る措置を講ずる。
 - 主務省の監督は真に必要なものに限定することとし、民間 金融機関とのイコールフッティングや財政措置に係る公益 性確保の観点等に留意しつつ、政府の関与の縮小を図る。
 - 政府は、中長期の投融資機能を提供する金融機関としての 事業基盤を確立するため、新機関の株式の処分方法につい て十分配慮する。

(2)移行期における業務の在り方

- 業務等については、中長期の投融資一体となった金融機能の根幹を維持できるよう、資金運用については短期貸付や 出資等も含めて、資金調達については預金の受入れや金融 債の発行等も含めて規定する。
- 預金業務を開始する際には預金保険機構に加入し、それと 併せて金融当局による検査及び監督を実施する。
- 国の政策上真に必要な場合には、他の民間金融機関とのイコールフッティングに配慮しつつ新機関を活用する。

(3)移行措置

- 中長期の投融資機能を引き続き適切に提供するため、適正 な自己資本を確保する。
- 資金の大宗を政府に依存している現在の調達体制から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、 政府保証債の発行や財融借入れを認める。

3. 平成20年度の新体制移行までの準備の在り方

- 日本政策投資銀行を政策に活用している場合においては、平成 20年度以降の取扱いについて利用者の事情等にも配慮しつつ 検討する。特に、法令でその活用が規定されている場合には、 必要な見直しを行う。
- 新体制への移行を円滑に進めるため、他の民間金融機関からの 長期借入れ等の業務を可能とする。

(中略)

【両機関に共通する事項】

1.移行期における事項

- 政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図 り、平成20年度の新体制移行のおおむね5年後から7年後を目 途として、その全部を処分するものとする。
- 完全民営化のプロセスについて、「行政減量・効率化有識者会 議」による評価・検証を行う。新機関のビジネスモデルの妥当 性、民間金融機関とのイコールフッティング、財政措置に係る 公益性確保の観点から、専門的な検証が可能となるよう体制を 整備する。
- 円滑な移行が可能となるよう、民間のノウハウを活用できるよ うな経営体制を確立する。経営責任者については、新政策金融 機関と同様に、必要と認められる識見及び能力を有する者のう ちから適材適所で選任されるものとし、特定の公務の経歴を有 する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮する。

2. 準備期における事項

- 新体制移行後の経営や財務のあり方について、引き続き検討す るとともに、システムをはじめ体制の整備を進める。
- 政府は、銀行社債と金融債の商品性について検討する。

(中略)

V. 危機対応関係について

1. 危機対応の在り方

- 政府は、危機に関する必要な金融が円滑に講じられるよう、政 策としての機動性や実効性の確保を基本的視点として、体制を 整備する。
- 新政策金融機関は、危機対応体制の中核として、現行政策金融 機関から承継する業務について、迅速かつ柔軟に対応する。
- 今回政策金融機能の限定により政策金融として対応できなく なった危機に関する金融のうち、新政策金融機関の業務のみで は適切に対応することができない手形割引による資金融通その 他の短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等必要なも のについて、政府は、完全民営化機関をはじめ希望する民間金 融機関の業務による適切かつ円滑な対応が行われるよう、措置
- 危機対応に当たっては、その発動の要件や危機の状況に応じた 措置の内容の明確化を図るとともに、政策コストの最小化等に 配慮する。
- 完全民営化機関を含む民間金融機関の活用に当たっては、イ コールフッティングの確保やモラルハザードの防止にも留意 する。

2. 危機対応における関係金融機関の役割

(1)関係金融機関の役割分担

①新政策金融機関の役割

- 危機の発生に即応して、新政策金融機関は、融資条件の 緩和等の必要な措置を迅速かつ円滑に実施する。
- また、危機対応の開始の決定に伴い、新政策金融機関は、 現行政策金融機関からの承継業務の範囲内で、融資枠の 拡大等による積極的な対応を行う。

②指定金融機関の役割

- 政府は、新政策金融機関の業務のみでは適切に対応する ことができない手形割引による資金融通その他の短期資 金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等の危機に関す る必要な金融業務(「危機対応業務」)を的確に実施できる 民間金融機関を、その自主的な申請に基づき予め指定す ることとする。
- 危機対応の開始の決定に伴い、指定金融機関は、政府の 適切な指導・監督の下、危機対応業務を実施する。政府 は指定金融機関に対する指導・監督を行うにあたって は、民間金融機関のリスク管理に基づく経営判断を極力 尊重するものとする。
- 完全民営化機関については、その政策金融機関として 培った経営資源等を有効活用する観点から、移行期にお いては、指定金融機関とみなすものとする。完全民営化 後も原則として指定金融機関であることを継続するもの とする。

③その他

- 政府は、中小企業等の信用保証制度や地方公共団体が設 けている制度融資との連絡・調整を行い、一体的な対応 を促進する。
- 政府・日本銀行は、一体となって迅速かつ的確に対応 する。

(2) 指定金融機関に対するリスク補完等の在り方

- 政府は、指定金融機関の危機対応業務の実施に際して、必 要なリスク補完や資金供給等の措置を講じて、その経営の 健全性に悪影響を生じないようにする。
- 新政策金融機関は、政府の決定に従い、指定金融機関に対 して、部分保証等のリスク補完や低利貸付等の資金供給な どの業務を行うことができることとする。このため新政策 金融機関と指定金融機関は協定を締結することとする。
- 政府は、新政策金融機関に対して、当該業務の円滑な実施 に必要な政策上の措置を講ずるものとする。

3. 危機対応に係る手続等

- 政府は、危機の状況に応じ、新政策金融機関及び完全民営化機関を含めた民間金融機関がそれぞれの特性を踏まえて講ずべき対応の内容や所要の政策上の措置を決定する。
- 政府は、機動的な対応を実現するため、危機対応の開始等について、迅速な意思決定を図るものとする。
- 政府は、新政策金融機関及び指定金融機関の行う危機対応に関する重要事項の検討のため、内閣総理大臣を長とし、関係大臣等が参画する閣僚会議を開催することができることとする。

VI. 共通の留意事項

- (1) 現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価
 - 第三者による資産・負債の評価を厳正かつ詳細に行う。円 滑な業務の遂行に支障がない財務基盤の確保等必要な措置 を講ずる。

(2) 経過措置

- 新体制移行に伴う経費を最小限にすることとし、根抵当権 の移転登記の扱いについて検討を行うなど円滑な移行のた め必要な措置を講ずる。
- 現行政策金融機関の貸付等の業務の利用者及び債券の所有者の利益が不当に侵害されないよう、必要な経過措置を講ずることとし、そのために法律上の措置等を講ずる。

(3) その他

- 新体制への移行は、利用者に悪影響を及ぼすことがないよう、年度末等の繁忙期や決算期を避け、平成20年10月と
- 本制度設計に基づく、具体的な立法作業については、関連 法律が非常に多く、立法に遺漏なきを期すため、所要の体 制を速やかに確保した上で、鋭意、作業を進めるものとし、 遅くとも次期通常国会に提出する。
- 既に各機関においても、新体制移行に向けて移行準備室等の検討体制が構築され、協力して作業が開始されたところであるが、行政改革推進本部事務局等との連携を強化し、鋭意、作業を進めることが必要である。

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定:抜粋)

(前文省略)また、本重要方針(平成17年12月24日に閣議決定された行政改革の重要方針)で定める改革の今後における着実な実施のため、 基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案(仮称)」を策定し、平成18年通常国会に提出する。

1 政策金融改革

経済財政諮問会議の「政策金融改革の基本方針」(平成17年11月29日経済財政諮問会議)及び政府・与党政策金融改革協議会における政 府・与党合意「政策金融改革について」(平成17年11月29日)に基づき、以下のように、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新 体制に移行する。

(1)基本原則

- ア 政策金融は3つの機能に限定し、それ以外は撤退
 - ①中小零細企業・個人の資金調達支援
 - ②国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融
 - ③円借款(政策金融機能と援助機能を併せ持つ)
- イ「小さくて効率的な政府」実現に向け、政策金融を半減
 - ①貸出残高対GDP比半減を平成20年度中に実現する
 - ②新たな財政負担を行わない
 - ③市場化テスト、評価・監視機関の設置により再編後も継続的な縮小努力を行う
 - ④民営化する機関は完全民営化を目指す
- ウ 民間金融機関も活用した危機(金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等)対応体制を整備
- エ 効率的な政策金融機関経営を追求
 - ①部分保証、証券化、間接融資等を通じた民間金融機関の補完
 - ②政策金融機関のトップマネジメントへの天下りの速やかな廃止
 - ③統合集約する新機関では、組織を簡素化し、事業運営を効率化

(2) 政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、(イ)政策金融から撤退するもの、(ロ)政策金融として必要であり残すもの、(ハ)当面必要だが将来的には 撤退するもの、に分類する。

ア日本政策投資銀行分野

大企業、中堅企業向け融資であり、国全体として資金不足であった高度成長期とは異なり、民間市場から貸付けのみならず、社債 や株式等様々な形態で資金の取り入れが可能であり、政策金融として行う必要がなくなっているため、撤退する。(イ)

イ 以下省略

(3) 新組織の在り方

以上の各機能の分類に基づく、最も効率的な新組織の形態等については、以下のとおりとする。

ア 政策金融から撤退する機能に係る組織

- ①現行日本政策投資銀行
 - (ア) 新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能がそろっていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する。 (イ)自立のために最低限の移行措置を講ずる。
- ②以下省略

(注)日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の民営化に当たっての移行期間については、市場の動向を踏まえつつ、概ね5年から7年を目途とする。

イ省略

- ウ 政策金融として残す機能を担う機関の組織形態、組織設計の方針等
 - ①~③省略
 - ④民間金融機関も活用した危機対応体制の整備のため、具体的な制度の検討を行う。その際、危機発生時に政策金融機能を迅速に 拡充し、民営化された会社を含め関係金融機関に対してセーフティネットの一時的拡充を行わせることができるよう、所要の手 続・基準を設定するとともに、内閣総理大臣主導の政治的決断を迅速に実行する仕組みを整備すべく、所要の検討を行う。
 - ⑤省略

(4) その他留意事項

- ア 組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な計画(デューデリ)を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。
- イ 政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。
- ウ以下省略

(5) 新組織移行への工程等

ア 政策金融改革推進本部(平成17年12月9日閣議決定。以下「本部」という。)において、政策金融改革を進める。

- イ 本重要方針に沿って、詳細な制度設計に取り組み、「行政改革推進法案(仮称)」の成立後速やかに本部で成案を得るとともに、政策 金融改革関連法案の国会提出時期についての結論を得る。成立した「行政改革推進法案(仮称)」及び詳細な制度設計に基づき、同関 連法案の作成作業を開始する。
- ウ 上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。
- エ 本部に係る事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房が行う。

株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号: 抜粋)

第一条(目的)

株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、その完全 民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を 一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営む ことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能 の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する 資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的と する株式会社とする。

第三条(業務の範囲)

会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むもの

- 預金(譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。)の受入れ を行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券(第七号に規定する証書をもって表示される金銭債 権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同 じ。) の売買(有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第六号に規定 する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第 十一号において同じ。)に該当するものを除く。)又は有価証券関 連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)を 行うこと(第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)。
- 六 有価証券の貸付けを行うこと。
- 七 金銭債権(譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書を もって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡を行うこと。
- 八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券(資産流 動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により 得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託す る信託の受益権のみを取得するものに限り、特定社債にあって は、特定短期社債を除く。) その他これらに準ずる有価証券とし て財務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」と いう。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は 当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。
- 九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。
- 十 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。) その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内 容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。
- 十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取 引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。) を行うこと(第七号に掲げる業務に該当するものを除く。)。
- 十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこ
- 十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこ と(募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第 一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業

- 者(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。 以下同じ。)の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行 うものに限る。)。
- 十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行う
- 十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行う
- 十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う
- 十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券 (当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証 券に表示されるべき権利を含む。)又は取引について、同項各 号に定める行為を行うこと(第三号、第五号、第七号から第 九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。)。
- 十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若 しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介 を行うこと。
- 十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業 者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行う こと。
- 二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。
- 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第五条(日本政策投資銀行債の発行)

会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。

第九条(預金の受入れ等を開始する場合の特例)

会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本 政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、 財務大臣の承認を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、 内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第十二条(株式)

会社は、会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式(第三 十四条第四号において「募集株式」という。) 若しくは同法第二百三 十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株 予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際 して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大 臣の認可を受けなければならない。

第十三条(社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところによ り、社債(日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策 投資銀行債(それぞれ社債等の振替に関する法律第六十六条第一 号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において 同じ。)の発行並びに借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。 以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れについて、発行

及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の 表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入 金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなけ ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十五条(代表取締役等の選定等の決議)

会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十六条(取締役の兼職の認可)

第四条第二項の規程の適用がある場合を除くほか、会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあっては、執行役)は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

2 財務大臣は、前項の認可の申請があったときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

第十七条(事業計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十八条(償還計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十九条(認可対象子会社)

会社は、次に掲げる者(第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあっては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。)を子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行(長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀 行をいう。)
- 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
- 四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第 二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねること その他財務省令で定める要件に該当するものを除く。)
- 五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第 二項に規定する信託会社をいう。)
- 六 保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に 規定する保険会社をいう。)

七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

第二十条(定款の変更等)

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十二条(財政融資資金の運用に関する特例)

財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。)は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け(第二十四条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。

第二十三条

財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債(次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。)に運用することができる。

第二十五条(債務保証)

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

第二十九条(主務大臣)

この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

附則

第二条(政府保有株式の処分)

政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び次条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前条第三号に定める日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまで の間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維 持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の 事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を 講ずるものとする。

第三条(この法律の廃止その他の措置)

政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法 律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及 び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として 構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるも のとする。

第四条(準備期間中の業務等の特例)

会社がその成立の時において業務を円滑に開始するため、日本 政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、準備期間(この法律の 施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項に おいて同じ。)中、日本政策投資銀行法(附則第二十六条を除き、 以下「政投銀法」という。)第四十二条第一項及び第二項に定めるも ののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

第九条(出資)

政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二 項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資 するものとする。

第十五条(政投銀の解散等)

政投銀は、会社の成立の時において解散するものとし、その一 切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、 その時において会社が承継する。

2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来に わたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産 は、会社の成立の時において国が承継する。

第十六条(承継される財産の価額)

会社が政投銀から承継する資産及び負債(次項において「承継財 産 という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

第十八条(主務大臣)

附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産(以下こ の条において「承継資産」という。)の管理についての第二十六条第 二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山 形県、福島県及び新潟県の区域をいう。) における政令で定める 承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
- 二前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、 財務大臣

第六十六条(検討)

政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の 日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄 の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促 進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネ ルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動 の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等 の整備等の促進に関する法律その他の法律(法律に基づく命令を 含む。) の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度に ついて、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者と の対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結 果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

第六十七条(会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条 第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者と の間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保する ための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるも のとする。

株式会社日本政策投資銀行法案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会 平成十九年六月五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 新たなビジネスモデルの構築に当たっては、エネルギー、鉄道、 地域インフラの整備等の既存の出融資対象事業に対して引き続き 円滑なファイナンスを提供できるよう、平成二十年十月までに、 所要の措置を講ずるとともに、企業再生、証券化、ファンド設立 等、最新の金融技術を十分に取り入れた業務展開を図ること。ま た、極めて長期にわたる資金供給の必要性にも配慮して、安定的 な資金調達基盤の確立に努めること。
- 一 日本政策投資銀行の長期的企業価値が将来毀損されることのな いよう、株式の処分方法等の検討に際しては、処分相手先の選定、 発行株式の種類等について、慎重な検討を行い、株主構成の安定 性等への配慮に加え、株主による企業統治が十分に機能するよう 配慮すること。また、株式の処分は、株式市場等に与える影響に も十分配慮して行うこと。

- 一 移行期及び完全民営化に当たって、移行期の新会社の業務の在 り方や完全民営化機関への円滑な承継のために必要な措置等につ いて、経済社会情勢の変化や我が国の金融、産業の競争力の向上 にも十分に配慮して、柔軟な対応を行うこと。
- 一 新たに指定金融機関として担うこととなる危機対応業務に関し ては、現行の日本政策投資銀行が担っている危機対応機能を踏ま え、株式会社日本政策金融公庫と連携しつつ、危機に際しての円 滑な資金供給に遺漏なきを期すこと。

右決議する。

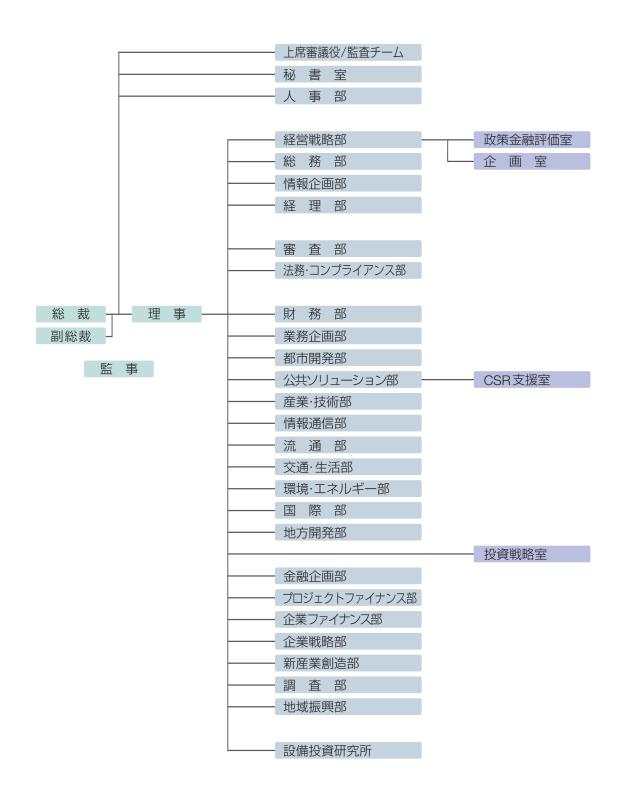
コーポレート・データ

■役員(平成19年7月1日現在)



小村 武 総 裁 副総裁 山口 公生 副総裁 荒木 幹夫 理 事 多賀 啓二 理 事 深谷 憲一 理 事 長岡 久人 理 事 大井 篤 星 弘行 阿部 健 理事 理事 竹内 洋 柳正憲 理事 理 事 堀内 昭義 理 事 理事 進藤 哲彦 理事 高橋 洋 井上 毅 監事 監事 石森 亮

■組織図(平成19年4月1日現在)



支店・事務所

支 店:北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州

事務所:函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

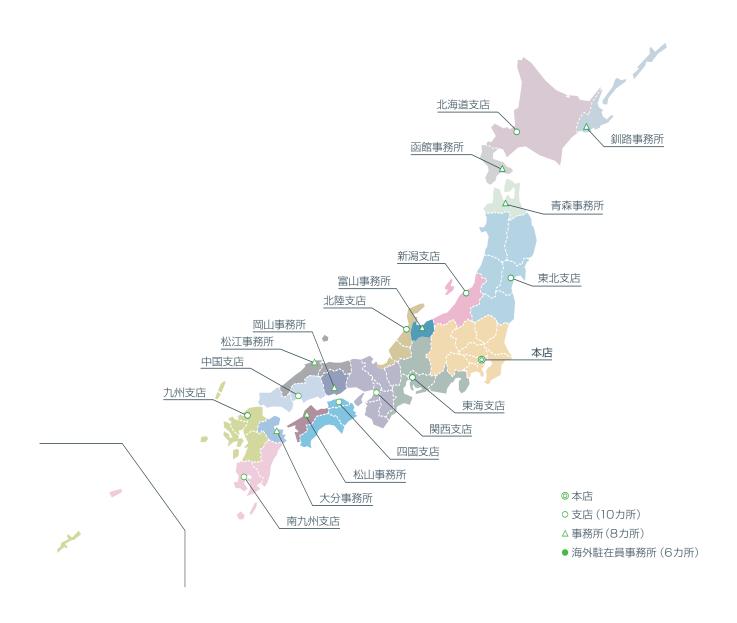
海外駐在員事務所

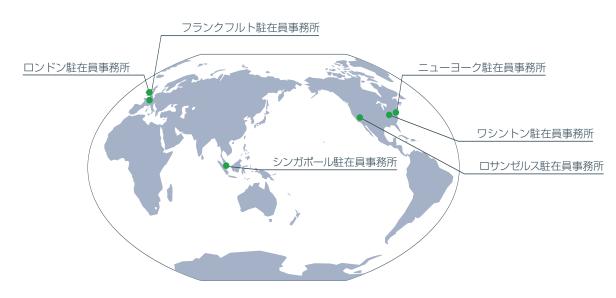
ワシントン、ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、フランクフルト、シンガポール

■沿革

年	月	事 項
昭和26年	4月	日本開発銀行設立
昭和31年	6月	北海道開発公庫設立
昭和32年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌、仙台(現東北)の各支店を開設
昭和39年	3月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(資本金規定の整備等)
昭和47年	6月	日本開発銀行法を改正
		1)目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正
		2) 大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和60年	6月	日本開発銀行法を改正
		1)研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資
		機能を追加
		2)研究開発資金融資機能を追加
昭和62年	9月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(無利子貸付規定の整備等)
平成3年	4月	日本開発銀行法を改正
		1)譲渡方式事業の対象拡大
		2) ユーロ円債の発行
		3)NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設
平成3年	4月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(社会資本整備促進低利融資規定の整備等)
平成4年	12月	日本開発銀行法を改正(政府の追加出資についての規定の整備)
平成9年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定
		(日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成10年	12月	日本開発銀行法を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置)
		1)設備の取得と関連のない長期運転資金を対象資金に追加
		2) 社債償還資金を対象に追加
		3) 公募債取得機能の追加等
平成10年	12月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置)
		1) 事業の実施に伴い必要な長期運転資金を対象資金に追加
		2) 社債償還資金を対象に追加等
平成11年	6月	日本政策投資銀行法成立
平成11年	10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立
		地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ
平成14年	5月	日本政策投資銀行法を一部改正(金融庁による立入検査の導入を追加)
平成17年	12月	「行政改革の重要方針」閣議決定(一体として民営化することなどが決定される)
平成18年	5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立
平成18年	6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年	6月	株式会社日本政策投資銀行法成立

■本支店・事務所等 所在地





■本支店・事務所等 照会先

東京

本店

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目9番1号 TL 03-3270-3211 (大代表)



北海道支店

〒060-0003

札幌

札幌市中央区北3条西4丁目1番地 (日本生命札幌ビル)

℡ 011-241-4111 (代表)



釧路事務所

釧路

〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 (道東経済センタービル) 阻 0154-42-3789 (代表)



函館事務所

函館

〒040-0063 函館市若松町14番10号 (函館ツインタワー) ℡ 0138-26-4511 (代表)



東北支店

仙台

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目1番2号 (NOF仙台青葉通りビル) 阻 022-227-8181 (代表)



青森事務所

青森

〒030-0822 青森市中央1丁目22番8号 (青森第一生命ビル) ℡ 017-773-0911 (代表)



新潟支店 〒951-8066

新潟

新潟市中央区東堀前通 六番町 1058番地1 (中央ビルディング)

℡ 025-229-0711 (代表)



北陸支店

金沢

〒920-0937 金沢市丸の内4番12号 (金沢中央ビル)



富山事務所

松川

富山

〒930-0005 富山市新桜町6番24号 (日本興亜富山ビル) 阻 076-442-4711 (代表)

至 金沢 JR線 **富山駅** CIC ビル ●みずほ信託 すずかけ通り 日本興亜富山ビル 4F 黄金通り 東海支店

名古屋

₹460-0002 名古屋市中区丸の内1丁目17番19号 (キリックス丸の内ビル)

TL 052-231-7561 (代表)



関西支店

大阪

〒530-0004

大阪市北区堂島浜1丁目2番6号

(新ダイビル)

TL 06-6345-6531 (代表)



中国支店

広島

〒730-0036 広島市中区袋町5番25号 (広島袋町ビルディング)



松江事務所

松江

〒690-0887 松江市殿町111番地 (松江センチュリービル) TL 0852-31-3211 (代表)



岡山事務所

岡山

〒700-0821 岡山市中山下1丁目8番45号 (NTTクレド岡山ビル) TL 086-227-4311 (代表)



四国支店

高松

〒760-0050 高松市亀井町5番地の1 (百十四ビル) TL 087-861-6677 (代表)



松山事務所

松山

〒790-0003 松山市三番町7丁目1番21号 (ジブラルタ生命松山ビル) TL 089-921-8211(代表)



九州支店

福岡

〒810-0001 福岡市中央区天神2丁目12番1号 (天神ビル) TL 092-741-7734 (代表)



大分事務所

大分

〒870-0021 大分市府内町3丁目4番20号 (明治安田生命大分恒和ビル) TL 097-535-1411 (代表)



南九州支店

相談室

旭川市 0166-26-9810

苫小牧市 0144-33-5454

北見市 0157-23-4111

八戸市 0178-43-5111

いわき市 0246-25-9151

上越市 025-525-1185

新発田市 0254-22-2757

鹿児島

₹892-0842 鹿児島市東千石町1番38号 (鹿児島商工会議所ビル) 阻 099-226-2666 (代表)



横手市 0182-32-1170 米沢市 0238-21-5111

会津若松市 0242-27-1212 長岡市 0258-32-4500

帯広市 0155-21-1236

小樽市 0134-22-1177

室蘭市 0143-22-1117

弘前市 0172-33-4111

郡山市 024-921-2621

柏崎市 0257-22-3161

海外

●ワシントン駐在員事務所

1101-17th Street, N.W., Suite 1001, Washington, D.C. 20036, U.S.A. TEL 1-202-331-8696

●ニューヨーク駐在員事務所

1251 Avenue of the Americas, Suite 830, New York, NY 10020, U.S.A. TEL 1-212-221-0708

●ロサンゼルス駐在員事務所

601 South Figueroa Street, Suite 2190, Los Angeles, CA 90017-5748, U.S.A. TEL 1-213-362-2980

●ロンドン駐在員事務所

Level 12, City Tower, 40 Basinghall Street, London, EC2V 5DE, United Kingdom TEL 44-20-7638-6210

●フランクフルト駐在員事務所

Frankfurter Buero Center, Mainzer Landstrasse 46. 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany TEL 49-69-7191760

●シンガポール駐在員事務所

9 Raffles Place, #30-03 Republic Plaza, Singapore 048619 TEL 65-6221-1779

相談センター

●中国・四国 ●東北 盛岡市 019-624-5880 鳥取市 0857-26-0051 秋田市 018-866-6674 徳島市 088-626-5166 山形市 023-622-4666 高知市 088-871-6066 ●関東・甲信 ●九州

水戸市 029-300-4601 長崎市 095-823-1256 熊本市 096-319-1775 宇都宮市 028-643-3531 長野市 026-266-7021 宮崎市 0985-22-1130

●北陸・東海 福井市 0776-36-5459 静岡市 054-221-7255

059-246-8181

(相談日は電話にてご確認ください。なお、相談日以外は最寄りの本支店に転送されます。)

インキュベーションファンド

(主としてシードあるいはスタートアップ段階におけるビジネスプ ランニングから関与し、)ハンズオン型の投資・経営指導により投 資先企業の成長や企業価値の向上を図る投資事業組合。

→ P.66

エグジット(Exit)

アセットファイナンスにおいて、元本の償還期日到来時、ないし期 限の利益喪失時における償還原資を確保するための戦略のこと で、「出口戦略」ともいう。一般的には、対象プロジェクトが順調に キャッシュフローを生み続けている限り、社債発行や借入を通じた リファイナンスによる事業継続を図り、償還期日までにリファイナ ンスの見込みが立たない場合は、テイル期間(償還期間の後に余裕 度を持たせるために設ける期間)を設けてその期間内に売却手続き を図る、とするストラクチャーが多い。

→ P.66

シニア・ファイナンス(シニア融資)

シニア・ファイナンスとは、通常、他の資金より優先的に弁済され、 投資リスクが低い資金である。日本において発行されている社債、 金融機関から供給されている融資の多くが、シニア・ファイナンス に該当する。

→ P.31

シンジケートローン

幹事金融機関(アレンジャー)が複数の金融機関をとりまとめて シンジケート団を組成し、単一の契約証書で同一の約定条件に基づ いて行う融資の形態。通常、参加金融機関の債権は譲渡可能となる。

→ P.153

ストラクチャードファイナンス

仕組み金融。事業の立ち上げ、操業期間、その他多様な場面におけ るリスクを回避するために、契約や金融技術を駆使することによっ て、信用リスクをコントロールする金融手法。

→ P.9, 57

デューディリジェンス (Due Diligence)

融資団のために行われる、融資対象不動産についての詳細かつ多角 的な調査のことをいう。SPCが発行する社債の信用度評価のため に要請される建物状況調査、環境調査、法的調査、市場調査などが その主要なものである。(Due=「当然支払うべき」、Diligence= 「努力」)

→ P.32, 33, 57, 65, 66

ノンリコース

リコースとは遡求を意味し、ノンリコースとは、融資対象プロジェ クトについて、その返済を親会社の保証に依存(=遡求)すること なく、子会社であるSPCが当該事業から生み出す収益およびプロジ ェクト資産のみに依存することをいう。リミテッドリコースもほぼ 同義である。プロジェクトファイナンスでは、ステップインライト (介入権)を金融団が行使できるよう、事業会社が有する債権、契約 上の地位、株式等はすべて金融団が担保として取得する。

→ P.66, 167

プロジェクトファイナンス

あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生 み出されるキャッシュフローのみに依存するファイナンスのこと。 担保は当該事業に関連する資産に限定し、プロジェクトを行う親会 社の保証等は原則にはしていない。PFIにおいては、基本的に当該 PFI事業のみを行うSPCが設立されること、収入は当該事業により 生み出されるキャッシュフローに限られることなどから、プロジェ クトファイナンスになじみやすい。

→ **P.9**

メザニン・ファイナンス(メザニン融資)

メザニン・ファイナンスとは、銀行が従来取り組んできたシニア ファイナンスより返済順位が下位にある資金のことをいう (メザニ ンとは中2階という意味)。メザニン・ファイナンスはややリスク の高い資金になるが、米国をはじめ幅広い投資家層を抱えるマーケ ットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を 果たしており、シニア・ファイナンスより高くて適切な金利水準を 確保することによって、金融機関にとって投資が可能となっている。

→ P.25, 32, 33, 35, 64, 65, 151, 152, 156

リファイナンス

借り換えのこと。償還期日の半年~2年前に、リファイナンスアレ ンジャーがリファイナンス計画を策定し、償還期日までにリファイ ナンスに関するローン契約のクロージングを済ませることで、リフ ァイナンス手続きが完了する。なお、リファイナンスが完了しなか った場合に備え、テイル期間を設けて売却手続きを定めておくのが 通常である。アセットファイナンスにおいて、元本の償還のための 資金調達をいかに図るかは極めて重要である。

→ P.3, 4, 35

ALM (Asset Liability Management)

金融機関が、その保有する資産および負債を統合して管理のうえ、 それらに内在するリスクをコントロールすること。

→ P.44

CSR (Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任。企業の責任は、これまでの製品やサービスの提 供、法規制の遵守等にとどまらず、ステークホルダーへの配慮や情 報開示、環境への取り組みなど、経済的・法的な責任を超えたより 広範なものとしてとらえられるようになってきている。

→ P.15, 19, 21, 120

DIPファイナンス

米国においては、再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続き (チャプター11) に入った企業 (DIP: Debtor In Possession、占有 継続債務者)に対する融資のことをさすが、日本においては、再建 型倒産手続きである民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、 計画認可決定前までの融資をDIPファイナンスという。

→ P.3, 12, 13, 14, 29, 51, 53, 54, 55, 61, 64

M&Aアドバイザリー

企業の買収・合併、事業売却、合弁、事業のリストラクチャリング、 スピンオフ、株式交換、レバレッジド・バイアウト (Leveraged Buy Out:LBO)、企業防衛などに対する多岐にわたるアドバイス業務の こと。企業経営にかかわる戦略的アドバイスやソリューションを提 供することで、顧客の短期ならびに長期的な目標の達成を支援する。

→ P.48, 66, 68

MBO (Management Buy Out)

子会社や一事業部門の経営者が、親会社から当該事業部門の支配権 を買収するもの。M&Aの一手法であるが、事業の買収者が第三者 ではなく、買収対象事業の経営者である場合がMBOである。通常、 事業買収資金の全額を当該経営者が調達できるケースは少ないこ とから、当該事業の資産を担保とした借入を利用するLBOの方式を とることが多い。

→ P.4, 43, 48, 66, 68, 153

PFI (Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力および技術能力を活用して公共施設等の建 設、維持管理、運営等を行う手法。1992年に英国で導入され、日 本においては99年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の 整備等の促進に関する法律」(通称「PFI法」)が制定された。租税 (=財政負担)の対価として最も価値のあるサービスを提供すると いうValue for Money (VFM) という概念が、判断基準のひとつで ある。

→ P.26, 28, 30, 33, 64, 65, 151, 153

PPP (Public Private Partnership)

社会資本整備や行政サービスの提供に民間主体等を活用し、公民協 調により事業を実施する手法。PFIや民営化、民間委託等がある。

→ P.30, 51

SPC (Special Purpose Company)

特定目的会社。プロジェクトファイナンスにおいては、特定のプロ ジェクトから生み出されるキャッシュフローを親会社の信用とは 切り離すことがポイントであるが、その独立性を法人格的に担保す べく、単一事業会社として設立されるケースが多い。一方、アセッ トファイナンスにおいては、オリジネーターがオフバランス化を図 るべく切り離した資産を、新たに保有する会社として設立される。

→ P.31, 33, 35, 40, 65

UNEP (United Nations Environment Programme)

国連環境計画。地球環境等に取り組む国連の中核機関。DBJは、 2001年6月25日、「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明 (UNEP Statement by Financial Institutions on the Environment and Sustainable Development)」に、日本の銀行として初めて署 名した。

→ P.54, 58, 59, 60

平成19年7月

発行 日本政策投資銀行 広報担当 URL: http://www.dbj.go.jp/



卵の形は「創造」「エネルギー」の象徴であり、色調と合わせて経済社会のニーズに応えるために 積極的にトライし、内部から新しいものを生み育てていく、若々しく逞しい行動力を表しています。

http://www.dbj.go.jp/



